

請 願 番 号	請願第6号
件 名	香害対策に関する請願
受 理 年 月 日	令和5年9月1日
紹 介 議 員	可児 隆、服部勝弘、田中成佳、堀田信夫、森下満寿美
付 託 委 員 会	厚生委員会

(請 願 要 旨)

香害とは、合成洗剤や柔軟仕上げ剤、消臭スプレーなどに含まれる成分（化学物質）によって頭痛、吐き気、目や喉の痛み、呼吸困難、ブレインフォグ、化学物質過敏症等様々な健康被害が生じることという。2013年に国民生活センターが「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」を行って以来、同センターには香害に関する訴えや相談が年間130～250件寄せられている。

日本消費者連盟が環境団体とともに結成した「香害をなくす連絡会」が2020年に実施した香害被害に関するアンケートには約9,000人が参加し、7,000人以上が香料により体調不良になったことがあると回答した。このうち約2割が休職や退職、欠席や休学に追い込まれるなど深刻な被害を報告している。日用品の中でも、特に香りや抗菌・消臭効果を長持ちさせるためのマイクロカプセル（徐放技術）を使用したものは、揮発性有機化合物を含む化学物質が長期間空気中に漂い続けることに加え、他人の使用した製品の成分が非使用者の身体等に付着し、清掃や洗濯では十分に取り除くことが不可能となる「移香」と呼ばれる現象により、香害発生源が副次的に増幅していくことで、被害が拡大している。

日本石鹼洗剤工業会が実施した洗濯実態調査2020によれば、全体の91%が柔軟仕上げ剤を所有しており、洗濯の都度使用する人が74.6%、時々、たまに使用する人を加えた合計は93.6%であった。また、「香りつきを利用したい」「どちらかといえば利用したい」の合計は衣料用洗剤で51.8%、柔軟仕上げ剤で80.3%であった。つまり、公共の場や学校、職場、自宅等でほとんどの人が香害被害を受けている状況と言える。柔軟仕上げ剤の使用を中止すると急性・慢性的な咳や鼻づまり、頭痛等が軽快する例は多いが、日用品が体調不良の原因であると気づかないことが多い。

香害は喘息患者や妊婦、抗がん剤治療中、香料アレルギー、感覚過敏の人に深刻な健康被害をもたらしている。加えて、言葉で体調不良の説明ができない乳幼児のほか、皆が使用しているものを否定することで同級生からのいじめを心配する等の理由で香害被害を相談できずに悩んでいる子どもたちがおり、保健室登校となったり全く登校できなくなるなど、教育を受ける機会を失う事例が発生している。

化学物質過敏症とは、農薬や建材、日用品、食品、化粧品等に含まれる化学物質により多岐にわたる深刻な症状が出現し、重症化すると一切の社会参加が不可能になる、有効な治療法が確立していない保険適用の疾病である。近年では香害による発症が増えており、2015年に発表された疫学調査によると、有病率は成人の7.5%に上り、2017年の新潟県立看護大学の調査では小学生の10%、中学生の15%に同疾病の兆候があることが報告されている。

化学物質過敏症を発症すると、人が集う場所では、衣類などから揮発し空気中に漂う香料や消臭成分、コロナ禍における過度な消毒等で使用される化学物質によって深刻な健康被害を受けるため、社会活動が著しく制限される上、近隣から自宅に侵入する香害で日常生活すらままならなくなる。社会活動ができなくなることから、子どもや青少年が発症すると、友達と遊んだり、受験や就職、結婚をするなどの機会も失われ、人生設計が狂ってしまうため、大人よりもさらに深刻であり、一刻も早く対処するべきである。

これらは憲法第25条第1項の生存権、同第13条に規定される幸福追求権及び教育基本法第4条の教育を受ける権利が侵害される深刻な事態である。必要な医療、介護、保育及び教育を受けることが難しい被害者も存在し、香害は人権問題となっている。障害者差別解消法の観点からも対応していただきたい。

以上のことから、下記事項について請願する。

記

- 1 市内全ての医療関連施設、保育施設、介護施設、教育関連施設、公共施設、食品を扱う業種、また、災害時に避難所となり得る場所等に、消費者庁が作成した5省庁連名の香害啓発ポスターや、岐阜市が作成した「香料自粛のお願い」のポスターを掲示し、香害の周知徹底を通達すること。
- 2 香害被害の実態把握のため、市内全ての幼稚園、保育所等及び小中高校で児童生徒及び保護者に香害被害についてのアンケートを実施すること。また、教員等及び保護者に香害の情報提供チラシなどを配布した上で、健康診断の際には、問診票に香害被害に関する質問事項を追加すること。

審 議 結 果	令和 5 年 9 月 2 5 日 (月)	不採択
---------	----------------------	-----